

青色防犯パトロールの実施に係る事務取扱要領（例規甲）

〔平成22年6月30日〕
〔兵警生安企例規甲第18号〕

〔沿革〕平成26年10月兵警生安企例規甲第42号改正
平成28年9月兵警生安企例規甲第26号改正
令和3年3月兵警務例規甲第17号改正
令和4年8月兵警生安企例規甲第20号改正

青色防犯パトロールの実施に係る事務の取扱要領を下記のように定め、平成22年7月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、青色防犯パトロールを実施しようとする団体その他の組織（以下「団体」という。）に対する証明書の交付その他の青色防犯パトロールの実施に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 青色防犯パトロール 回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯（以下「青色回転灯等」という。）を装備した自主防犯活動用自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車をいう。以下同じ。）による自主防犯パトロールをいう。
- 2 証明 警察本部長（以下「本部長」という。）が、適正に青色防犯パトロールを実施することができることを認める団体に対して行う証明をいう。
- 3 デモンストレーション等運行 証明を受けた団体が、自主防犯活動団体その他の組織（以下「要請団体」という。）又は警察からの要請を受けて行う次のいずれかに該当する活動で、本部長がその実施を認めたものをいう。
 - (1) 青色防犯パトロールを実施する地域として申請した地域（以下「パトロール実施地域」という。）以外の地域において実施する青色防犯パトロール
 - (2) 青色防犯パトロール以外の青色回転灯等を装備した自主防犯活動用自動車による活動で、自主防犯活動の活性化に寄与するもの

第3 証明書等の交付

1 証明の要件

証明の要件は、団体が、次に掲げる事項のいずれにも適合していることとする。

- (1) 次のいずれかの団体であること。
 - ア 県又は市町
 - イ 県知事、公安委員会、本部長、警察署長若しくは市町長（以下「県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は県知事等から委嘱を受けた者により構成された団体
 - ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく法人
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
 - オ 前記アからエまでの団体等と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができることを認められる団体

- カ 前記アからオまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた団体
- (2) 原則として週1回以上の青色防犯パトロールの実施が見込まれること。
 - (3) パトロール実施地域における防犯情報の収集に意欲的であるとともに、青色防犯パトロールの実施中に予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
 - (4) 次に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守することができると認められること。
 - ア 青色回転灯等は、自主防犯活動用自動車の屋根に1個又は1体のみ装備すること。
 - イ 青色防犯パトロールを実施している場合のほか、青色回転灯等は点灯させないこと（デモンストレーション等運行を実施する場合を除く。）。
 - ウ 自主防犯活動用自動車の車体に、団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
 - エ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
 - カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、自主防犯活動用自動車に乗車する者のうち少なくとも1人が本部長から交付されたパトロール実施者に係る証を携行すること。
 - キ パトロール実施地域以外の地域においては、青色防犯パトロールを行わないこと（デモンストレーション等運行を実施する場合を除く。）。

2 申請書類の提出要求等

- (1) 警察署長は、管轄区域内において団体から証明を受けたい旨の届出を受けたときは、次に掲げる書類（以下「証明申請書等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、当該団体が既に他の警察署長に対して証明申請書等を提出している場合は、この限りでない。
 - ア 生活安全部長が定める様式の次の書類
 - (ア) 証明申請書
 - (イ) 団体及び青色防犯パトロールの概要
 - (ウ) 青色防犯パトロール実施者名簿
 - (エ) 誓約書
 - イ 使用しようとする自主防犯活動用自動車に係る次の書類
 - (ア) 自動車検査証の写し
 - (イ) 青色回転灯等の取付位置、おおむねの大きさ及び形状が分かる図面又は写真並びに光度が分かる資料
 - (ウ) 団体の名称並びに自主防犯パトロール中であることを表示の大きさ及び形状が分かる資料
 - (エ) 当該自動車を他の団体等から借り受けるときは、使用の承諾書
 - ウ その他証明の要件を満たしている団体であることを明らかにするために必要があると認める書類
- (2) 前記(1)の規定により証明申請書等の提出を受けた警察署長（以下「経路署長」という。）は、記載事項及び次に掲げる事項を確認した上、生活安全部長が定める様式の上申書に当該証明申請書等を添えて、生活安全部長に上申（生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）経由。以下同

じ。)をするものとする。

ア 配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを実施するものではないこと。

イ 自らの団体の存在をアピールするために青色防犯パトロールを実施するものではないこと。

ウ 申請に係る団体若しくはその構成員が違法行為を行うおそれがない、又は反社会的勢力との関係がないと認められること。

エ 申請の主体が申請に係る団体の代表者であること。

オ パトロール実施地域の範囲が、パトロールを実施する人数等を勘案して適当な範囲であること。

3 証明書等の交付

(1) 生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、前記2の(2)の上申があった場合において、生活安全部長が当該団体について証明をすることを認めたときは、生活安全部長が定める様式の証明書、青色回転灯等装備車（自主防犯パトロール中）標章及びパトロール実施者証（以下「証明書等」という。）を当該上申に係る経由署長に送付するものとする。

(2) 経由署長は、前記(1)の規定により証明書等の送付を受けたときは、当該証明書等を速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、当該経由署長は、当該申請者から生活安全部長が定める様式を受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

第4 証明書等の再交付

1 再交付申請書等の提出要求等

(1) 経由署長は、証明を受けた団体から証明書等を紛失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、生活安全部長が定める様式の再交付申請書、当該証明書等（損傷の場合に限る。）及びその理由を明らかにする書類（以下「再交付申請書等」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 前記(1)の規定により再交付申請書等の提出を受けた経由署長は、記載事項を確認した上、上申書に当該再交付申請書等を添えて、生活安全部長に上申をするものとする。

2 証明書等の再交付

(1) 生活安全企画課長は、前記1の(2)の上申のあった場合において、生活安全部長が当該上申に係る再交付を認めたときは、新たに証明書等を作成の上、当該上申に係る経由署長に送付するものとする。

(2) 経由署長は、前記(1)の規定により証明書等の送付を受けたときは、当該証明書等を速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、当該経由署長は、当該申請者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

第5 証明書等の記載事項の変更

1 記載事項変更申請書等の提出要求等

(1) 経由署長は、証明を受けた団体から証明書等に記載された事項に変更がある旨の届出を受けたときは、生活安全部長が定める様式の証明書記載事項変更申請書、変更に係る証明書等及びその理由を明らかにする書類（以下「記載事項変更申請書等」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 前記(1)の規定により記載事項変更申請書等の提出を受けた経由署長は、記載事項を確認した上、上申書に当該記載事項変更申請書等を添えて、生活安全部長に上申をするものとする。

2 証明書等の記載事項の変更等

- (1) 生活安全企画課長は、前記1の(2)の上申のあった場合において、生活安全部長が当該上申に係る変更を認めたときは、証明書等の記載事項を変更の上、当該証明書等を当該上申にかかる経由署長に送付するものとする。
- (2) 経由署長は、前記(1)の規定により証明書等の送付を受けたときは、当該証明書等を速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、当該経由署長は、当該申請者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

第6 パトロール実施者の変更

1 実施者変更申請書等の提出要求等

- (1) 経由署長は、証明を受けた団体から青色防犯パトロールを実施する者として申請した者（以下「パトロール実施者」という。）に変更（追加又は削減をいう。以下同じ。）がある旨の届出を受けたときは、生活安全部長が定める様式のパトロール実施者変更申請書及び削減に係るパトロール実施者のパトロール実施者証（以下「実施者変更申請書等」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 前記(1)の規定により実施者変更申請書等の提出を受けた経由署長は、記載事項を確認した上、生活安全部長に対し、次に掲げる当該変更の内容の区分に応じ、それぞれに定める措置をとるものとする。
 - ア パトロール実施者の追加を含むもの 上申書に当該実施者変更申請書等を添えて上申
 - イ 前記ア以外のもの 当該実施者変更申請書等を送付（生活安全企画課経由。以下同じ。）

2 パトロール実施者証の交付

- (1) 生活安全企画課長は、前記1の(2)の上申のあった場合において、生活安全部長が当該上申に係るパトロール実施者の追加を認めたときは、新たにパトロール実施者証を作成の上、当該上申に係る経由署長に送付するものとする。
- (2) 経由署長は、前記(1)の規定によりパトロール実施者証の送付を受けたときは、当該パトロール実施者証を速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、当該経由署長は、当該申請者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

第7 デモンストレーション等の運行

デモンストレーション等運行の申請、要請、運行決定の通知、標章の交付、標章の返納等については、次に掲げるところによるものとする。

1 要請団体からの要請の場合

- (1) デモンストレーション等運行申請書等の提出要求等
 - ア 経由署長は、証明を受けた団体からデモンストレーション等運行を実施したい旨の届出を受けたときは、生活安全部長が定める様式のデモンストレーション等運行申請書及び要請団体が作成した当該活動の概要を明らかにする書面（以下「デモンストレーション等運行申請書等」という。）の提出を求めるものとする。
 - イ 前記アの規定によりデモンストレーション等運行申請書等の提出を受けた経由署長は、記載事項を確認した上、上申書に当該デモンストレーション等運行申請書等を添えて、生活安全部長に上申をするものとする。
- (2) 運行決定の通知

生活安全企画課長は、前記(1)のイの上申があった場合において、生活安全部長が当該上申に係る実施を認めたときは、実際に運行する地域を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）及び経由署長に対し、活動を認める旨を通知するものとする。

(3) 標章の交付等

前記(2)の通知に係る標章の交付等については、次に掲げるところによるものとする。

ア 運行する地域が1つの警察署の管轄に限る場合

前記(2)の規定により通知を受けた管轄署長は、速やかに生活安全部長が定める様式の青色回転灯等装備車（デモンストレーション運行実施中）標章（以下「標章」という。）を作成し、当該標章を申請者に交付するものとする。この場合において、当該通知を受けた管轄署長は、当該申請者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

イ 運行する地域が2以上の警察署の管轄にわたる場合

(ア) 生活安全企画課長は、前記(2)の通知を行ったときは、標章を当該上申に係る経由署長に送付するものとする。

(イ) 経由署長は、前記(ア)の規定により標章の送付を受けたときは、当該標章を速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、当該経由署長は、当該申請者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(4) 標章の返納

標章を交付した警察署長は、申請に係るデモンストレーション等運行が終了したときは速やかに申請者に対して当該標章の返納を求めるとともに、返納を受けたときは当該標章を生活安全企画課長に送付するものとする。

2 警察からの要請の場合

(1) デモンストレーション等運行の要請等

警察署長及び警察本部の所属長（以下「警察署長等」という。）は、証明を受けた団体に対してデモンストレーション等運行を要請するときは、当該団体の承諾を得た上、デモンストレーション等運行の概要を明らかにする書面を作成し、生活安全部長に上申をするものとする。

(2) 運行決定の通知

生活安全企画課長は、前記(1)の上申があった場合において、生活安全部長が当該上申に係る実施を認めたときは、要請を行った警察署長等、管轄署長及び経由署長に対し、活動を認める旨を通知するものとする。

(3) 標章の交付等

前記(2)の通知に係る標章の交付等については、次に掲げるところによるものとする。

ア 運行する地域が1つの警察署の管轄に限る場合

前記(2)の規定により通知を受けた管轄署長は、速やかに標章を作成し、当該標章を当該団体の代表者に交付するものとする。この場合において、当該通知を受けた管轄署長は、当該団体の代表者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

イ 運行する地域が2以上の警察署の管轄にわたる場合

(ア) 生活安全企画課長は、前記(2)の通知を行ったときは、標章を当該上申に係る警察署長等に送付するものとする。

(イ) 警察署長等は、前記(ア)の規定により標章の送付を受けたときは、当該標章を速やかに当該団体の代表者に交付するものとする。この場合において、当該警察署長等は、当該団体の代表者から受領書を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(4) 標章の返納

標章を交付した警察署長等は、要請に係るデモンストレーション運行が終了

したときは速やかに当該団体の代表者に対して当該標章の返納を求めるとともに、返納を受けたときは当該標章を生活安全企画課長に送付するものとする。

第8 証明書等の返納

1 返納届等の提出要求等

- (1) 経由署長は、証明を受けた団体から証明書等を返納する旨の届出を受けたときは、生活安全部長が定める様式の返納届及び当該証明書等（以下「返納届等」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 前記(1)の規定により返納届等の提出を受けた経由署長は、記載事項を確認した上、生活安全部長に送付をするものとする。

2 自動車検査登録事務所等への連絡

生活安全企画課長は、前記1の(2)の規定による送付があったときは、当該団体が使用する自主防犯活動用自動車の使用の本拠地を管轄する自動車検査登録事務所（軽自動車にあつては、軽自動車検査協会）（以下「自動車検査登録事務所等」という。）に対し、生活安全部長が定める様式の（返納・取消）連絡票により返納届の提出を受けた旨を連絡するものとする。

第9 証明の取消し

1 取消しの要件

証明を取り消す要件は、証明を受けた団体が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。

- (1) 青色防犯パトロールを中止したとき。
- (2) 証明の申請の内容に虚偽があつたとき。
- (3) 前記第3の1の(1)に規定する団体でなくなったとき。
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが実施されていないと認められるとき。
- (5) 適切な青色防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき。
- (6) 遵守事項に違反したとき。
- (7) その他不適切な活動を行ったとき。

2 報告等

- (1) 警察署長は、証明を受けた団体が、前記1に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに生活安全部長に報告（生活安全企画課経由。以下同じ。）をするものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、前記(1)の報告があつた場合において、生活安全部長が当該団体の証明を取り消す必要があると認めたときは、生活安全部長が定める様式の証明取消通知書を経由署長に送付するとともに、自動車検査登録事務所等に対し、（返納・取消）連絡票により、当該団体の証明を取り消す旨を連絡するものとする。

3 取消しの通知

経由署長は、前記2の(2)の規定により証明取消通知書の送付を受けたときは、当該団体に対し、当該証明取消通知書により、証明を取り消す旨を通知した上、速やかに交付を受けた証明書等を返納させるものとする。

第10 青色防犯パトロール講習

1 事前講習

経由署長は、青色防犯パトロールを実施しようとする者に対し、前記第3の3及び第6の2の規定によるパトロール実施者証の交付の前に、犯罪を認知した場合における警察への通報要領その他青色防犯パトロールを実施するにあたって必要な事項についての講習（以下「青色防犯パトロール講習」という。）を実施するものとする。ただし、警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項の規定により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者その他防犯活動に関

する知識、技能等を備えていると認められる者については、この限りでない。

2 定期講習等

経由署長は、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するため、パトロール実施者に対し、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習受講後おおむね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を実施するものとする。

3 講習責任者

経由署長は、生活安全課長、生活安全第一課長又は刑事生活安全課長を講習責任者に指定し、青色防犯パトロール講習を実施させるものとする。

4 報告

経由署長は、前記2の規定による青色防犯パトロール講習を実施したときは、生活安全部長が定める様式の青色防犯パトロール定期講習実施結果報告書により、生活安全部長に報告をするものとする。

第11 留意事項

1 経由署長は、証明書受けた団体に対し、自主防犯活動用自動車については警察車両と明確に識別できるような措置をとるよう指導するものとする。

2 経由署長は、前記第3の3、第5の2、第8の1及び第9の3の規定による措置をとった場合において、当該措置に係る自主防犯活動用自動車の自動車検査証の記載事項を変更する必要があると認めたときは、当該団体に対し、その手続について教示するものとする。

第12 報告

所属長は、次に掲げる事項に該当するときは、生活安全部長が定める様式の青色防犯パトロール活動状況等報告書により、速やかに生活安全部長に報告をするものとする。

1 青色防犯パトロールを実施中のパトロール実施者による110番通報等により事件を検挙したとき。

2 青色防犯パトロールを実施中のパトロール実施者に係る交通事故を認知したとき、及び犯罪等によりパトロール実施者が負傷したとき。

3 青色防犯パトロールの実施に関して紛議が生じた事案を認知したとき。

4 自動車に青色回転灯等を装備したことに係る違反を検挙したとき。